

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和7年8月 27 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 1件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2400504 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2500036 号

第 1 結論

請求者の A 法人における令和 3 年 10 月 29 日の標準賞与額については、72 万円を 72 万 4,000 円に訂正することが必要である。

令和 3 年 10 月 29 日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和 3 年 10 月 29 日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和 3 年 10 月 29 日

A 法人の請求期間の賞与額に変更があり差額が支給されたが、標準賞与額の記録は実際に支給された賞与額と異なっているので、調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間について、A 法人の回答、同法人から提出された請求者に係る令和 3 年 10 月賞与明細一覧表及び令和 4 年 3 月賞与明細書並びに請求者から提出された預金取引明細表により、請求者がオンライン記録の標準賞与額(72 万円)を超える額(72 万 4,000 円)の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求期間に係る賞与額の訂正届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2500123 号
厚生局事案番号 : 近畿(脱)第 2500002 号

第 1 結論

昭和 33 年 8 月 21 日から昭和 35 年 12 月 1 日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 33 年 8 月 21 日から昭和 35 年 12 月 1 日まで

私は、妹と共に、A 事業所（適用事業所名称は、B 事業所、以下同じ。）に勤務したが、年金記録では、当該事業所に係る請求期間について、脱退手当金を受給した記録となっている。

私は、妹と同じく A 事業所において脱退手当金を受給していないので、調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第 3 判断の理由

A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求者の氏名が記録されたページの前 3 ページから以後 3 ページまでに記録された被保険者について、オンライン記録により調査したところ、同事業所において脱退手当金の受給資格を満たす厚生年金保険被保険者期間を有し、請求者の同事業所における被保険者資格喪失年月日前 2 年から以後 5 年までに資格喪失している請求者を除く女性被保険者 18 人のうち 14 人について、同事業所を最終事業所として脱退手当金が支給された記録が確認でき、このうち 13 人は被保険者資格の喪失後 6 か月以内に脱退手当金が支給されているほか、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が異なるにもかかわらず、同一日に脱退手当金が支給されている被保険者が確認できることなどから、同事業所に係る脱退手当金については、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、請求者の請求期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りはなく、請求者の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日から約 6 か月後の昭和 36 年 5 月 24 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

なお、オンライン記録によると、請求者の請求期間の前に脱退手当金の対象となっていない厚生年金保険被保険者期間（以下「未支給期間」という。）が確認できるが、当該未支給期間は請求期間と異なる厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されており、請求者に係る脱退手当金が支給決定された昭和 36 年当時、社会保険出張所（当時）では、厚生年金保険被保険者から申出がない場合、異なる被保険者台帳記号番号で管理された被保険者期間を把握することは困難であったと考えられることから、当該未支給期間があることをもって不自然な請求であるということとはできない。

このほか、請求者が請求期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。